

役員、評議員、評議員選任・解任 費用弁償規定

社会福祉法人 同朋福祉協会

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人同朋福祉協会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用の弁償に関する事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員および評議員、評議員選任解任委員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務遂行に伴い発生した交通費については、支給基準（別表）に基づきこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 職員理事および職員評議員、職員評議員選任・解任委員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合は支給しない。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規定は平成29年度6月27日から施行する。

別表

交通費

	理事会	監事会	評議員会
理事	0円		3,000円
監事	0円	0円	
評議員			3,000円